

**規則第60条 証明申請書類一覧表**

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎申請書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印又は署名してください。
- ◎申請にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。

申請書類・図面等		必須	備考
申請書	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書(県細則第十三号様式)	○	宛名は"君津土木事務所長"
添付書類	委任状(任意書式(県参考様式1))		委任者及び担当者の氏名、押印、電話番号等を記入(委任者でない者が申請手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要)
	建築理由書(任意書式(県参考様式2))		自己用の場合必要
	申請者の住民票の写し(原本)	○	法人以外の団体等のものにあつてはそれが明らかになる書類の写し(原本証明したもの)
	法人の登記事項証明書(原本)		
	農業経営の実態(原本)		⇒農業委員会 「農業を営む者」…耕作地10 <sup>ア</sup> 以上・年間60日以上 <sup>ハ</sup> の従
	耕作地分布図		申請地及び耕作地の分布図を記載
	既存建築物の開発行為(変更)許可通知書・建築確認済証の写し		既存部分の適法性及び建築規模を建築確認等で確認
	固定資産課税台帳(記載証明)・名寄帳(原本)		既存部分の建築規模(面積)を確認⇒課税課
	建物の登記事項証明書(原本)		既存部分の建築時期、建築規模(面積)を確認
	航空写真(線引き時前のもの)		既存部分の建築時期(線引き以前からの建築物)を確認
	公益上必要な建築物であることがわかる資料		集会所等の新築・用途変更(公益性が明確なものは除く)
	自己業務用であることがわかる資料等		50 <sup>㎡</sup> 以内の市街化調整区域内居住者の自己業務用建築物の新築
	土地の登記事項証明書(原本)	○	インターネットのオンライン請求により取得したものは不可
	土地等使用承諾書(任意書式)		売買契約書の写しは不可/印は実印
	印鑑登録証明書(原本)		
	道路・水路等占用許可書等		受付印のある申請書の写しでも可(占用許可後に許可書の写しを添付)⇒土木管理課
	境界確定協議書	○	協議書全ての写しを添付(敷地との接道部分を赤ラインで明示)⇒土木管理課
	埋蔵文化財の確認	○	埋蔵文化財の取扱いに関する回答文⇒生涯学習課
農地法第4条又は第5条許可申請の写し		農地転用許可を伴う場合は同時の証明書交付⇒農業委員会	
添付図面	位置図(1/10,000以上)	○	
	地形(案内)図(1/2,500)	○	袖ヶ浦市都市計画等⇒都市整備課
	公図の写し(原本)(1/600以上)	○	
	敷地現況図(1/100以上)	○	地盤高を表示。既存建物がある場合は、その用途、規模、構造、築年、除却の有無等を表示。
	敷地求積図(1/100以上)	○	
	敷地断面図(1/1,000以上)	○	現況断面と計画断面を対比/切土、盛土がない場合はその旨を記載/申請地と隣接地の地盤高を表示
	土地利用計画図(1/100以上)	○	道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種別、道路幅員、土留めの種類及び範囲等を表示
	給排水施設計画平面図(1/50以上)		・給排水施設の位置、経路、吐口の位置及び一次放流先の名称を表示 ・井戸給水の場合は吐出口の口径を表示
	造成計画平面図・断面図(1/50以上)		盛土、切土を色分け/申請地と隣接地の地盤高を表示
	がけの断面図・平面図(1/50以上)		がけの規制範囲(がけの上端から2H(Hはがけの高さ)、がけの下端から1.5H)を記入
	擁壁の断面図(1/50以上)		擁壁の寸法・勾配・材料の種類、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置等を表示
	擁壁構造図		・構造計算書に地盤支持力の根拠を添付 ・ブロック構造図、既存擁壁等の構造図も添付(ブロック積みの前後の地盤高低差は60cm以下)
	各種構造図(1/50以上)		雨水浸透枳、雨水貯留槽、合併浄化槽、道路等の寸法・材料等を記入
予定建築物の平面図・立面図(1/100以上)		敷地面積、建物用途、構造、規模(建面、延面)、建ぺい率、容積率、最高の高さ、室用途を表示	